

令和3年8月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年8月5日(木) 午後1時30分から午後3時3分
2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)
3. 出席委員

1番 野方俊彦	2番 本村教昭
3番 下村啓子	4番 古賀義博
5番 西村新二	6番 松尾正人
7番 池田政孝	8番 深河文雄
9番 高塚和行	10番 三根祐喜
12番 江里口勇	13番 中村津多子
14番 江里口泰信	
4. 欠席委員

11番 野口浩美

5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第4条による許可申請について
 - 第3号議案 農地法第5条による許可申請について
 - 第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
 - 第5号議案 農用地売渡等の希望申出について
 - 第6号議案 小城市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に対する意見について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岸川 齊	副局長兼庶務係長 真子 祐輝
-----------	----------------

7. 会議の概要

事務局	委員の皆様お疲れさまです。それでは、ただいまから令和3年8月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。
会長	はじめに、江里口会長より挨拶をお願いいたします。 今日はこの暑い中にお集まりいただきまして、ありがとうございます。 稲作のほうは、今、第1回目の防除がヘリとかで主になされているところでございます。 また、御存じのとおり、オリンピックも開催するしないと言っておりましたが、選手の皆さん方、暑い中、コロナの中で数個のメダルを獲得ということで頑張っておられます。 今日は38度超えということで、熱中症警戒アラートが発令されているような状況でございます。そんな中、今日は1号議案から6号議案までございますけれども、皆様方の御協力によりスムーズに進行ができるようお願いをいたしたいと思っております。 どうぞこの暑い中、健康に注意されてお過ごしをいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。
事務局	ありがとうございます。 審議をしていただく前にですが、議案書の訂正をお願いしたいと思います。 5ページをお開きください。 5ページは第4号議案 農用地利用集積計画（利用権設定）ということで書類を準備しておりますが、その中の4番目と5番目なんですけど、期間が令和3年8月12日から令和9年12月31日までということで、期間が5年というふうに書いておりますが、申し訳ございません、4番、5番ともに5年ではなく6年です。議案書の訂正をお願いしたいと思います。
議長	本日は、11番野口委員から欠席の連絡がありました。 出席委員は13名で、在任委員の過半数以上の出席がございますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。 それでは、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。
事務局	それでは、ただいまから令和3年8月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私から指名をさせていただきます。 13番中村委員、1番野方委員をお願いいたします。 次に、第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。 議案書は1ページを御覧ください。 本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は2件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 資料は1ページからとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所は小城市峰地区を通る市道上右原峰線西の農地で、申請理由は譲受人への贈与です。

議 長	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決をいたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号2について事務局より説明をお願いいたします。 申請番号2について説明をいたします。 資料は5ページからとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明) この案件の場所は三日月町緑地区にある調整池西の農地で、申請理由は譲受人の不動産競売物件落札による所有権移転です。 なお、競売物件落札のため単独申請となっております。 以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第2号議案 農地法第4条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。 議案書は2ページを御覧ください。 本日の農地法第4条の許可申請の審議件数は1件でございます。 申請番号1について説明いたします。 資料は14ページからとなります。 (第2号議案 農地法第4条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所はJR長崎本線東の牛津町柳鶴地区にある柳鶴第一踏切付近の農地で、転用目的は農業用施設でございます。 被害防除対策ですが、雨水は隣接地の側溝を借用し北側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。 農地区分と許可基準ですが、農地区分は小城市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地で、用途区分の変更であり、許可し得るものと判断しております。</p>
議 長	<p>以上でございます。 この案件については6番松尾委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告いたします。</p>
6 番	<p>農地法第4条の事前調査について。 申請者、申請農地、転用目的は事務局の説明どおりであります。 調査事項として、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適正であります。 計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できます。</p>

実現確実性の判定については、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実であります。

被害防除施設・用排水の検討について、雨水は表面排水により隣接地の側溝を借用し北側水路へ排水されるので、周辺への影響は少ないと思われま

す。その他の特記事項は、令和3年7月5日に説明を受け確認をしております。

以上です。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、第3号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案書は3ページを御覧ください。

本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は6件でございます。

申請番号1について説明をいたします。

資料は19ページからとなります。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所は国道203号東の三日月町戊地区にある市道戊佐織線北の農地で、転用目的は特定建築条件付売買予定地11区画でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に北側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

し尿処理及び生活雑排水は、合併浄化槽で処理後に北側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

この案件については13番中村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

事前調査報告をいたします。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的については事務局の説明どおりです。

調査事項として、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると思

います。

ロ、計画面積の検討について、利用計画図等により適当であると判断できます。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると思

います。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、し尿及び生活雑排水は合併浄化槽により処理後、北側水路へ、また、雨水排水についても北側水路へ放流し、周辺農地への影響はないと思

います。

その他の特記事項については特にありません。

以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局

議長

13番

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

申請番号2について説明をいたします。

資料は26ページからとなります。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件の場所は国道34号北の三日月町島溝地区にある市道島溝線北の農地で、転用目的は一般住宅でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は浄化槽で処理後に北側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地ですが、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であるため、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議 長

この案件については7番池田委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

7 番

5条申請事前調査につきまして報告いたします。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的につきましては、先ほど事務局の説明のとおりであります。

5、調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できると思います。

ロ、計画面積の検討について、計画平面図等により適当であると判断できると思います。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると思います。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、家庭内排水は合併浄化槽を通じて水路へ放流する計画であり、周辺農地への影響は少なく適当であると判断できると思います。

特記事項につきましてはございません。

令和3年8月5日、農業委員、池田。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局	<p>申請番号3について説明をいたします。 資料は31ページからとなります。 (第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号3について事務局より説明) この案件の場所は小城町小隈地区の集落内を通る市道大江小隈線北の農地で、転用目的は一般住宅の敷地の拡張でございます。 被害防除対策ですが、雨水は北側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に北側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。 農地区分と許可基準ですが、農地区分はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。 以上でございます。</p>
議長	<p>この案件については10番三根委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。</p>
10番	<p>譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的につきましては事務局の説明のとおりであります。 調査項目としまして、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。 計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。 実現確実性の判定について、地元事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。 被害防除施設・用排水の検討について、盛土は行わず現状のまま利用されるので、周辺への影響は少ないと思われる。 その他の特記事項について、令和3年7月9日に説明を受け確認しております。 令和3年8月5日、小城市農業委員会農業委員、三根です。 どうぞよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p>
事務局	<p>次に、申請番号4について事務局より説明をお願いいたします。 申請番号4について説明をいたします。 資料は37ページからとなります。 (第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号4について事務局より説明) この案件の場所は小城町小隈地区の集落内を通る市道大江小隈線北の農地で、転用目的は資材置場でございます。 被害防除対策ですが、雨水は北側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。 農地区分と許可基準ですが、農地区分はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の</p>

議 長	<p>地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。</p>
10番	<p>以上でございます。</p> <p>この案件については10番三根委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的につきましては事務局の報告のとおりでございます。</p> <p>調査事項について、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。</p> <p>計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。</p> <p>実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。</p> <p>被害防除施設・用排水の検討について、盛土は行われず現状のまま利用されるので、周辺への影響は少ないと思われる。</p> <p>その他の特記事項について、令和3年7月9日に説明を受け確認しております。令和3年8月5日、小城市農業委員会農業委員、三根です。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p>
事務局	<p>次に、申請番号5について事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>議案書は4ページを御覧ください。</p> <p>申請番号5について説明をいたします。</p> <p>資料は43ページからとなります。</p> <p>(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号5について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は祇園川にかかる袴田橋南の三日月町袴田地区にある市道今寺線東の農地で、転用目的は建売分譲住宅8棟でございます。</p> <p>被害防除対策ですが、雨水は集水後に西側道路側溝及び南側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に西側道路側溝等へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。</p> <p>農地区分と許可基準ですが、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>この案件については9番高塚委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。</p>
9 番	<p>5条申請事前調査報告をいたします。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局の説明のとおりでございます。</p>

調査事項、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

被害防除施設・用排水の検討について、周囲に土留め工事を施工される。雨水は集水後に南側水路及び西側道路側溝へ排水。生活雑排水は合併浄化槽で処理後に南側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと思える。

その他特記事項について、令和3年7月9日に説明を受け確認しています。

令和3年8月5日、農業委員、高塚です。

よろしく申し上げます。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号5は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号6について事務局より説明をお願いいたします。

申請番号6について説明をいたします。

資料は49ページからとなります。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号6について事務局より説明)

この案件の場所は主要地方道小城牛津線東の三日月町久米地区にある市道土生甘木線東の農地で、転用目的は建売分譲住宅1棟でございます。

被害防除対策ですが、雨水は南側道路側溝へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は下水道へ接続されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場（これらの支所を含む）等からおおむね500メートル以内にある農地が第2種農地となりますが、JR小城駅を中心とした宅地の割合が40%を超えているため、先ほど説明いたしました、おおむね500メートル以内は1キロメートルまで延長することが可能となります。申請地はJR小城駅から約600メートルのところにありますので第2種農地となり、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であるため、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

この案件については13番中村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

農地法第5条申請事項、事前調査報告をいたします。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局の説明のとおりです。

5番、調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、申請目的により申請地を選定した理由は適当であると思えます。

ロ、計画面積の検討について、利用計画図等により適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定については、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると思えます。

議 長

事務局

議 長

13番

二、被害防除施設・用排水の検討について、し尿及び生活雑排水は下水道へ、雨水排水は南側側溝へ接続、放流するというので、周辺農地への影響はないと思います。

ホ、その他の特記事項については特にありません。

令和3年8月5日。

御審議のほどよろしく申し上げます。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号6は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題とします。

申請番号1から申請番号15まで一括して事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案書は5ページから6ページまでを御覧ください。

利用権設定について説明をいたします。

本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が11件、利用権の再設定が4件、合計で15件、総面積が7万7,566平米でございます。

今回の全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1から申請番号15までについては原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第4号議案 農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題とします。

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案書は7ページを御覧ください。

所有権移転について、本日の審議件数は2件でございます。

申請番号1について説明をいたします。

申請番号1、(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手を

議長

事務局

議長

事務局

議長

事務局	<p>お願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いいたします。申請番号2について説明をいたします。申請番号2、(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p>
議長 1 番	<p>以上でございます。</p> <p>申請番号2につきましては、あっせん委員の1番野方委員に結果報告をお願いいたします。</p> <p>あっせん結果報告をいたします。</p> <p>6月7日に農業委員会であっせん委員に指名されました。</p> <p>同じく6月7日に、現耕作者に買取りのことを聞き、現耕作者は買取りはしないという返事でした。</p> <p>同じく6月7日に、同じ地元の人が買ってほしいということを知りましたので、その人と会う。売手の価格で買うと返事をもらいました。</p> <p>6月9日、地元の生産組合長さんへ売買の話をして了解をもらいました。</p> <p>6月11日に地権者へ成立したことを報告し、買手は〇〇〇〇さん、生立ケ里です。買取り価格が反当〇〇〇万円、自己資金で〇〇〇万〇〇〇〇円です。</p>
議長	<p>以上です。</p> <p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。次に、第5号議案 農用地売渡等の希望申出についての売渡希望についてを議題とします。</p>
事務局	<p>申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。</p> <p>議案書は8ページを御覧ください。</p> <p>本日の審議件数は売渡希望が3件でございます。</p> <p>資料は54ページからとなります。</p> <p>申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いいたします。申請番号2について説明をいたします。申請番号2、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>

議 長

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局

申請番号3について説明をいたします。

申請番号3、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)

以上でございます。

議 長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第6号議案 小城市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に対する意見についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局

議案書は9ページを御覧ください。

第6号議案 小城市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に対する意見についてを御説明いたします。

小城市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき小城市長から意見を求められているため、審議していただくものでございます。

令和3年7月農業委員会において審議していただいておりますが、そのうち番号20については継続審議となっておりますので、説明をさせていただきます。

資料は別つづりで配付をしておりますので、御確認をお願いいたします。

番号20、(所在地番、地目、変更面積、変更目的を読み上げる。)

除外の理由は、自己所有地のうち農家住宅等への転用に最適地であり、代替地はないとのことです。

議案書に同封して農業振興地域整備計画の変更に対する意見について(案)を配付しておりますので、御覧ください。

なお、裏面には農林水産課職員が撮影をした申請地の作付状況が分かる写真を添付しております。

申請者に確認をしたところ、令和元年5月の連休明け頃に、アスパラガスを露地栽培するために苗2,000本の植栽と堆肥を2トンダンプで30杯分散布し、苗を支えるための支柱も購入し設置をしたということでした。新たに暗渠排水の敷設や井戸を新設したが、同年7月頃の大雨の影響により隣接する圃場に堆肥がしみ込んだ雨水が流出をした。そのため、さらに他の圃場へ流出し被害が大きくなるようにするために、大雨から1週間程度で苗等を全て撤去したとのことです。

苗等の撤去やコンクリートで防止することは農業委員会事務局と協議をし、了解の下、対策を講じたとのことです。農地購入後すぐに耕作はされていなかったも

の、アスパラガスを栽培されていたことは確認できております。

このようなことから、農用地区域から除外することはやむを得ないものと考えております。

以上でございます。

議長
7 番

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

先ほど事務局からの話で、アスパラを作付けされた。その後、撤去されたんですか。ということは、収穫にはなっていないということですか。

事務局

収穫まで至っていないということで、先ほども説明したように、苗を植え付けた後3か月ほどで、大雨の影響もあって堆肥を含んだ雨水が隣の圃場に広がってしまった。ですから、その被害をさらに大きくしないがために、もう撤去をするしかないということで苗も含めて全て撤去をされております。

7 番

ですから、今、池田委員から御質問あったように収穫までは至っていません。

その後は、私が見る限り作付がされておらず、草が生えておりますが、今おっしゃった耕作の確認ができたというのは1回だけでしょう。

事務局

はい、1回だけです。

7 番

ということは、1回すれば許可要件を満たすということですね。

事務局

1回すれば満たすというのは、本来は耕作目的で農地を取得されていますので、継続して耕作していただくというのが大前提になるんですが、御本人さんにお話を聞いたところ、農地の状況がよく分かっていなかったということで、水を入れたらですね、堆肥を投入する以前から、自分のところの水が隣の農地に漏れ出していたというのが投入後で分かったそうです。ですから、隣接地との間に、写真を見ていただいたら人間が立っているところがあるんですが、このコンクリートブロックを設置するときも、農業委員会の事務局職員の立会いの下、ここにコンクリートブロックを設置するというので話をしているというふうに御本人さんからお聞きしております。

ですから、本来の目的からすれば耕作をしていただきたいということもあるんですが、何かしらの耕作をすることによって、今回の堆肥を含んだ雨水が漏れ出したということもですね、今後もそういった周辺農地に影響、被害を与える可能性があるのも、もう耕作は控えているということでしたので、何とか御了承いただければなと思っていますところなんです。

以上です。

7 番

一番最初、これの部分の話では、自分でそこで作る、それで10回は作るということ話を聞いたように記憶しとるんですけど、今まで見る限り1回植えただけ、途中で全部引き上げた。その前にあったハウス—ハウスがあったのを全部撤去して、それで、そこで土を入れてやって。そもそも買うときに、このハウス自体は土を入れ全部剥いでやらないかんということは、説明も聞いて分かっていたはずなんです。それなのにそこはしない。ハウスは撤去した。1回だけ肥料を入れて植えた。それで、その分のが隣接地に流れ込んで苦情が来た。それで引き上げた。でも、耕作実績はありますということになるの。

事務局

お答えいたします。

耕作の実績が全くないかと言われれば、一度なんですけど耕作をされております。今、農地法の3条とか経営基盤強化促進法で、農業公社さんを通した売買をされる方には最低でも3年3作は作ってくださいというふうにお願いをしておりますが、どうしても購入されたときとその後の状況で、例えば、御病気をされたとか、何かしら資金的な問題があつて手放さなければいけないとかいう理由が発生することも

あります。

今回、委員さんおっしゃるように、事前によく調べていればそういった事故が起きなかったのかなというのは思うところではあるものの、そこまではちょっと調べることができずに御購入されたと思います。ですから、これから耕作をしてくださいというのはですね、御本人さんおっしゃっているんですが、周りの圃場に影響が出る可能性がかなり高いので、もう耕作はやめているというふうにおっしゃっておりますので、農業委員会からも耕作を今後再開してくださいというのはなかなか言いにくいところかなと思います。

農業委員会が耕作を再開してくれというお話をすれば、その後、何かしら被害が発生した場合は農業委員会が補償するのかなという、そういう補償問題も発生をいたしますので、農業委員会としてはそこまで補償することはできませんので、今回の農振除外の意見に関しては、もう仕方ないものと事務局としては考えております。

以上です。

7 番

前回かで頂いた〇〇さんからの農業振興地域整備計画の変更協議書、平成30年5月14日付によれば、多久に住む私が小城に住みたいと考えたと。ということは、そういう気持ちがありながら、平成24年の農業委員会には、いや、私は農業をするために買うんですということを言ったということが読めるのではないかと思っています。

事務局

お答えをいたします。

本人さんが御購入されたときは平成24年ですので、平成24年5月に確約書で、農地法3条による許可申請に伴い、下記の農地について取得後速やかに営農計画に沿って耕作を行うように確約しますという確約書も実際提出をされております。ですが、それから6年ほどたっているということと、ですから、その当時そういったお考えがあったかどうかはこの協議書だけでは読み取れないのかなと思います。

それとあと、多久のほうの自宅が急傾斜地で、その改善の工事をする必要があるということで、多久市役所さんのほうからお話があるみたいです。その際、事業費が多額になって、御本人さんも500万円を超える額の負担を強いられるということもあって転居を検討されているということでした。

以上です。

7 番

しつこいようですが。ということは、書類は出したけど、事業変更だから仕方がない、だから、認めなくてはいけないということになるということでしょうか。ならば私もしょうかな。農業をする、買う、3年ぐらいと言われても、いや、ちょっと腰が痛いもんで住宅に売ることにならないうのも筋が通るということですか。

事務局

お答えをいたします。

先ほど農地法の3条とか経営基盤強化促進法で、取得する際、3年3作は耕作をしてくださいということで御説明しているというふうに説明をさせていただいたんですが、農地の転用に関しては、佐賀県に別の案件もあって尋ねたところ、県の担当課の見解では、農地法の3条で農地の耕作目的で購入をしても、すぐ転用申請をしても、転用の許可基準に合致していれば転用の許可書は発行するという話もあっております。

ですから、購入する際に、今も言ったように3年3作はということで説明をして、仮に1年後、2年後に転用したいというお話があれば、きちんとそのあたりもですね、事情聴取をした後に申請やむを得ないものと判断できれば申請をしていた

だくように説明をさせていただきたいと考えています。

それと、この案件の場所に関しては、県の担当課とも協議をして、転用の許可基準には合致をしているということで回答もいただいておりますので、そういった農地法の規定とか、国からの転用に関する基準とか照らし合わせて、ここを転用できませんという回答を、実際のところ、できないような状況になっています。

ですから、今まで耕作目的で、農地で安く購入をしてすぐ転売というのも本来は防ぐべきものであるものの、今回、購入をされて大体10年ほど経過もされています。そういった中で、先ほども言ったように、転用の基準と照らし合わせても、ここを転用できませんと回答できる材料が今のところないというのが実情です。

以上です。

13番

実際、買うときは、あそこの面積自体は、今、耕作したとかしていないとかいうのはハウスの南側であって、実際はハウスが主ですもんね。ハウスの面積が主ですもんね。最初に購入されるときに念を押したのは、ハウスの中で栽培をするという約束です。だけん、今、池田委員がおっしゃるように、本当に耕作目的で買ったのに、何ももう、ただただ、したかせんかぐらいで、悪く言えばそういうふうに、あなたが言うごと、おいもそんない買おうかなというごと、そがんなるごと、何も耕作したという、裏に堆肥ば入れて、本当に苗ば植えんしゃったかどがんか、農業委員会は確認しとるて言うけん、そこら辺、私、確認しとらんけん分からんけど、何かこのまま、こいでよかとかかなと思うけど。許可できないという理由がないって、県もどこも認めるというんだったらどうしようもないだろうけど、最初の、そもそもの買いんしゃあときから私たちが関わってきとるけんが、なかなかそこは、私的には、うん、よかよては言いたくない、そう思うんです。

9番

この件について、前の農業委員さんに話ば聞いたところ、中村委員、池田委員とかよく知つとるけんが、絶対出したらいかんぞという話は聞きました。そこら辺、事務局は、法律的要よかよかて言っても、本人がそのとき、そういうことで農業するて言うて農地を求めたないば、何でそれを強く言わんですか。法律的にはそれはよかかもしらんです。しかし、それをちゃんとして、ここまで来てこうしますて言うた話の、前の委員さんから話ば聞いて、それはあさん強う言わんばいかんぼていう意見を聞きました。

事務局

お答えをいたします。

堆肥が漏れ出したとき、農林水産課の職員と農業委員会の事務局の職員が現地でお話をしているというのが記録として残っております。それは農林水産課の職員から資料を頂いたところなんです、その対策として、撤去してコンクリート等で水が漏れ出さないようにすることを、農業委員会事務局の職員の指示というか、協議の上、そういった対応をしていると、申請者の方はお話をされておりました。

実際、農地に戻せないような状況にすることに関して、農業委員会事務局の職員が大丈夫だよという話をされていて、ちょっと今からですね、それをさらに撤去をして耕作をしてくださいと言うのはもう、ちょっと言えないような状況に、その当時の事務局の対応のまずさもあったのかなと思います。

ですから、その当ても転用とか形状の変更の手続の指示とか申請を促すようなことも何もせずに口頭でのやり取りで、そういった隣の圃場に堆肥が染み込んだ水が流れないようにということで口頭で協議をして、それを了承したということのまずさはあったのかなと思うんですが、それを、もう既に対策を済まされた後にですね、ですから、相手からすれば農業委員会と協議をして同意を得てその対策をしたのに、それをさらに撤去して今から耕作してくださいというのは、ちょっと私の立

場としてはなかなか、言いにくいものなのかなというふうには思っております。

あと、先ほど中村委員がおっしゃったように、残った農地のところをきちんと耕作するとかハウスを使う、現状まだハウスが残っておりますので、ハウス内で耕作するようとか、そういった形で、今回、転用を計画されている場所以外のところに関しては、また改めて耕作することでの話をさせていただきたいなどは、話をしたいとは思っております。

以上です。

議長

1つ言ってよかですか。お尋ねしてよかですか。

一応、転用の許可基準に合致しとうて言うてくんさったですよ。それで、一番当初は、農業はやりますと言うて購入したものを、今、何らかの形で農地を転用するというようなことになったときに、当初は農用地として利用するから許可をしたものを、今度は10年たったから、もうたいてぐらいでよかけんが農地転用して住宅を造りたいとか、その目的は今まで出ていないから分からんですけど、それをもし農業委員会が阻止した場合、さっき補償問題の出でくって言われたですね。そこら辺が、もしここで農業委員のプライドとして、やっぱり農業をすると言うて買いたないば、最後まで農業せんねというようなことで、うそを言われたような感覚で、みんなそこの地域の方は思っておられると思いますので、そこら辺の補償問題とかなんとか出てきた場合に、あくまでもここで我々が今の許可基準に合致しとうけんが賛成しますよというようなことで、後で自分たちはやっぱり反対しますよとって反対したときに、補償問題とか発生したときに、そういうときの対応をどうしたらいいのか。やっぱり自分たちは、農業委員さんもプライドがあると思いますので、そこら辺のことを少し話していただければと思います。

事務局

御本人さんに直接お会いにはしていませんが、電話でお話を聞いたところ、農地の購入後、今までいろいろな対策を講じるがために〇〇〇万円ほど投資をしていますということです。

あと、隣接地の農家の方とも、補償問題でまだ和解まで至っていないということ、補償金の提示とかもしているものの、申請者の方は弁護士さんを立てて相手方とお話をしているものの、まだ解決には至っていないというふうな状況をお話しされています。

補償に関しては、先ほども途中で説明をさせていただいたように、農業委員会事務局職員の了解の下、そういった農地にブロックを積んだりコンクリートを張るなどの対応をされております。ですから、先ほども言ったように、私たちの対応が正しかったのか、何も手続をせずにそこまで事務局職員が指示とか了解をするということは、相手方にとっては指示をされたものと取られても仕方ないのかなと思うような対応をしてきた中で、今から、極端な話、このコンクリートの部分を外して、撤去をして、耕作をしないといけないよというのが果たして言えるのかということ、当然、今まで事務局職員がそういった判断をしている中で、本人さんはそれに応じた形で対策をされています。それを、何遍も繰り返しますが、応じた状況で、さらにそれを撤去しなさい、耕作しなさいと言ったときには、その費用はどうするのかということ、相手から求められると思います。

それとあと、この案件に限らず、例えば、ほかの方でも、何かしらの御事情があって、農地を取得後にどうしても手放さないといけなくなった場合、そしたら、その案件についても耕作の実績がないから全て転用はできませんとか、そういった形で強制的にするということであれば何ら問題はないと思うんですが、この案件のみそういった対応をする、ほかの案件は事情が事情だから仕方ないということ、

現状はちょっと農業委員会としてはできないと思いますので、そういった場合は全て、最低でも取得後3年は転用を認めませんとか、そういった基準を、対外的にとまでは言わないんですが、手続をされる方にお話をして、幾ら事情があっても最低でも3年作ってくださいという形で耕作をされないと、農振除外の件に関しても、除外やむを得ないという御意見での回答をしないということであれば、農林水産課のほうにもそのような回答を準備したいなと思っているところなんですが、いかがでしょうか。

12番

この対応につきましては、私の地区のところでも、やっぱり農地ば買うてから、数年前だったら5年間だと思えます。5年間農地ば作らんぎ転用させんと、条件つきでですね。そして、その農地を購入された方は、人に5年間作らせて、ちょっと言うぎ宅地のような形をされていますので、今3年とか—5年じゃなかったですかね。

事務局

お答えいたします。

3年とか5年は法的な縛りも一切ありません。ですから、今現在、事務局では3年3作程度は作ってくださいということをお願いをしております。

以上です。

7番

事務局のほうから法的に阻害できる要件は既に埋められているというお話でしたので、そうすると、実情の話ですが、これはもう許可する以外、当農業委員会には方策はないということでしょうか。

事務局

お答えいたします。

農地転用の許可の基準からいったら、許可ができない案件じゃないということでは先ほども説明したんですが、県との確認をしておりますし、御本人さんもどうも県庁に真つすぐ電話をされて確認をされておりますし、県の担当とも、どうも数年前は現地でお話をされたというふうなことも聞いております。

そういった中で、御本人さんも転用できるという認識の下、県とも協議をされている中で、法的なものとか転用基準と照らし合わせて明らかに却下できるというのは、今のところそういう内容がないものかなと。

ですから、平成30年のときは、皆さんおっしゃっているように農地を耕作目的で購入しているので、そのときまでは一切耕作をされていなかったもので、取得の目的と平成30年当時の農振除外の申請はつじつまが合わないということで、その当時は却下ということで農業委員会として意見を出しています。

ですから、そのときから比べると、耕作をするということでアスパラガスの植栽をされている中、農地の状況を御本人さんが分からないまま御購入された。それで、排水が隣の圃場に行ったがために耕作をやめざるを得なかったという、そういった御事情もあるので、それからいったら、転用基準等に照らし合わせれば却下というのは難しいんじゃないかなというふうに私は思っています。

以上です。

7番

2点お伺いします。

平成24年6月の議事録によれば、ハウスの営農に関して、ハウスの中も見て、ハウスの土壌改良をしてやると。ハウスを壊して露地にしてやるという話は何もないんです。

2つ目、今おっしゃったように、もう既に外堀も内堀も埋められているような状況だと、うんと言うしかないという話になるのであれば、農業振興地域の整備に関する法律施行規則3の2の1の規定に回答する必要がある—回答する必要があるも何も、回答しなければならぬ、はいと言わなければならぬのであれば、そも

事務局

そもこういう条文の規定は不必要なんじゃないですか。

まず、2点目の農業振興地域の整備に関する法律施行規則の第3条の2の第1項の規定に基づいて、首長は農業委員会に対して意見を求めるということになっております。ですから、その意見がないことには、この後の農政審議会のほうにもかけることができないということになります。ですから、農政審議会等に諮問するためにも、農業委員会の判断がどうだったのかというのを市長は求めておりますので、回答しなければいいというのはちょっとできないものかと思っております。

それと、アスパラで、平成24年のときに、実際、本人さんがおっしゃったとおり耕作をされていれば一番よかったものの、耕作をされていなかったというのが事実でもあるんですが、農協の指導員さんからの一筆も書いてもらったんですが、確かにハウスの中でされていればですね、そこまで今回のような問題はなかったのかなと思うんですが—すみません、しばらくお時間をください。

すみません、よろしいでしょうか。

アスパラガスをハウスの中でというのをされれば一番よかったと思うものの、その当時出されている営農計画書を見れば、農協の指導員さんのお名前と印鑑が押されて、加筆をされています。

その内容としては、アスパラガス栽培を始まるまでの作業の手順及び留意点ということで、施設内不要資材の撤去後、表土を15センチほど除去し、良質水田表土を客土し、良質堆肥施用混和後、一作は水田化を奨めている状態であることというふうに書いてあります。

実際この営農計画書の中には、ハウスをそのまま活用してアスパラガスを作りますというのは記載をされていないです。ですから、そのときの、農地を取得するときの説明と実際営農計画書の内容が異なっているというのは、その当時に指摘をして明らかに訂正なり修正を求めるべきであったのなと思っております。

以上です。

議長

結局、農用地として購入したものを、耕作も1年しかしなかった、そして、何年かたったら転用の許可基準に合致しているから、もう耕作はしないで転用して何かを作るといようなことを、この農業委員会が許可をできるかできないかの話ですもんね。そいけんが、そういうものに対して、転用の合致がしているから後からこの会が許可をしないと補償とかなんとかの問題まで出てくると言われることであれば、そこら辺の問題も勘案しながら、委員の皆さんたちの御意見を、そこを頂戴したいと思えます。

13番

本当水掛け論みたいなもんやあけんが、私たちが現に、彼本人がここに来て—今さんざんあったように、もう水掛け論やないですか、言った言わんやった、したせんやったはね。

そいけん、最初に私は、もう自分で、確かに本人から、ハウスの中は水耕栽培だけん、土壌も全部入れ替えんばいかんよということも、局長がそこに書いちゃあて、最初言うたて言うごと、営農計画には載っとらんで言んさあけど、最初はここで、自分がもう撤去します、そして、西多久からあんた通うて来らるっとねという質問をされたときに、従業員を入れてでもそこでアスパラを、土壌も全部入れ替えて、全部撤去して入れ替えて、従業員使うてでんアスパラ栽培をしますということ、これは一番手前の、あの面積の中ではハウスが3分の2以上あるでしょう、面積的には。裏はちょっとだけでしょう。いや、この人は商売しよんさっけんですな。そこら辺ば、転用すっ転用すっっていうのが、ここら辺がどうしたもんかなて、

私の中では引っ掛かりのあるとたいね。そいけん、最初からの約束、私たち農業委員さんとの約束は、そういう約束の下で購入したし、私たちも許可を下ろしたわけですから、何かそこら辺でいまいち腑に落ちんところがあるばってん、これは私たちが100言っても、法的にさばかれたら、もう下ろすしかなかなら、もう下ろしてもらわんぎどがんしゅうもなかとじゃなからうかて思うけどね。何か腑に落ちんところはいっぱいあっけど。

3 番

ハウスのところでは、何か今後作るということを約束されているんですか。そのハウスのところでされるというのを知らなくて裏のほうを何かされてある。じゃ、今度残っているハウスのところを今後どういうふうにするというふうにおっしゃっているんですか。

事務局

お答えいたします。

御本人さんは、このハウスのところ以外も複数の農地を同時に購入されて、そのほかのところは水稲とか、水田に活用されています。現状、ハウスのところを何かするというお話までは聞いていないんですが、今回、農林水産課、市長に対して意見を出すときに、周辺の農地となる部分に関しては耕作をすることという条件をつけて意見を出せばなというふうには思っております。

以上です。

4 番

これは周りの耕作者は了解しとるわけ。

事務局

周りの耕作者に関しては、この農業振興地域整備計画の変更の申請には必須の要件じゃないということは担当の職員から聞いているんですが、今回、字図を色つけていただいて、赤の部分ですね、隣地との境界のところに緩衝地帯を設けて、逆のL型の形で、赤の字図があるかと思うんですが、ここの分筆をするときは隣接の方にも当然境界の立会いの下、こういう形で分筆をしたとおっしゃっております。

この分筆をされたことに関して、農業委員会事務局からここは転用できますよという返答をいただいたからこういった形で分筆をしましたというふうにおっしゃってございました。

以上です。

議 長

事務局も何かきちつと説明をせんばいかんやった。

13番

そいけん、一回これが平成30年に出たときにもそがん言うて。

事務局

おっしゃっているとおり、平成30年に御審議をいただいたときは、耕作をしとらんけんが、農地取得の目的を果たしていないから認められませんということで却下をされています。その議事録は残っているんですが、その後、耕作を確認したということの記録も農林水産課の書類には、農業委員会事務局の職員が現地を確認したというふうな書き方をしているものがありました。

恥ずかしい話なんですが、農業委員会にはそういった記録が一切残っていなかったです。ですから、相手方に私が連絡をした際、当然のごとく、あなたたちも記録を残しとやろうもんというような言い方をされました。写真も撮つとろうもんという言い方もされたんですが、そういったものは一切なかったというのが。

13番

当時、そこら辺も不備があるけんが、なかなかこいで、向こうはそのつもりやあけん、これ以上反対する理由も何もなかって、向こうはそがん思うとうよね。

事務局

そうなんですよね。中村委員おっしゃっているように、全て何かしら土壌を—土壌改良というか、土壌に手を加えるときは農業委員会事務局と話をして、協議をして、了解の下に隣接地とのブロックを積んだとか、コンクリートを張る準備をして。

13番

そのブロックば積んだとは、住宅ば建つための下準備じゃなかったとですか。

事務局	<p>もう購入後、すぐという話ですので。そのコンクリートブロックを積んだのも、自分のところの農地が隣の農地へ水が入るといことが分かったので、そのときは前々局長が現地立会いをしてブロックを積むということで了解をしているということです。</p>
13番	<p>ですから、さっきも言ったように、農地を所有されている方が何も農業委員会の事務局に相談をせずに勝手に全てをしたというわけじゃないというのが一番ですね。</p>
事務局	<p>そうですね。そこできれいに対応ばしとかんけんが、こがんに遭うたとやろかね。</p>
事務局	<p>そうです。それと、平成30年に農振除外の意見を求められた際、農業委員の皆さんから耕作の実績がないということで御指摘があつて却下というふうになったんですが、その後、どうも事務局の職員も相手方にそのあたりを確認していないみたいで。</p>
6番	<p>というのが、先ほども言ったようにこの案件に対する記録が一切残っていないので、それ以上こちらからは相手方になかなか話ができないような状況にもなっています。ですから、私が電話をしたときに、さっきも言ったように記録があやろうもんということも含めてかなり立腹をされて、何でおまえどんは認めんとかというような言い方をされて、最初はちょっと話にならないようなぐらいちょっと.....</p>
事務局	<p>自分もよく分からないですけど、この農家住宅とか書いてあるでしょう。それは本人さんが住むんですかね。</p>
事務局	<p>お答えいたします。 本人さんがお住まいになるということです。</p>
6番	<p>途中で説明をしたように、多久の今現在の御自宅は急傾斜地にあつて、その解消のための工事が数千万円かかるということで、多久市さんも当然費用を負担するんですが、本人さんも数百万円の負担を求められる。ですから、そういった投資をするんじゃなくて小城のほうに転居したいということをおっしゃっていました。</p>
6番	<p>あと、途中でお話をされた、人を雇うて耕作をするよというふうにおっしゃっていたと思うんですが、当初、苗を植えるときは5人ほど雇って苗の植付けをした、柱を立てるようにしたというお話をされていました。ですから、先ほども言ったように何も記録がないので、相手が言うことを信じるしかないような状況になっています。</p>
事務局	<p>そしたら、さっき下村委員も言ったように、手前のほうに多分、硬質ビニールのハウスがありますが、ハウスは残つるとお思います。できればですね、さっき下村委員も言ったように自宅の前のハウスは絶対条件として、農地として活用するということを絶対条件として許すとか、そういうあれで、こっちとしては妥協するじゃなかばつてん、したらどうかなとお思います。</p>
事務局	<p>お答えいたします。 農業委員会の意見の案ということで、今、皆さんに、写真の裏側のほうですね、20番という番号を振っているところに、現状では整備計画の変更はやむを得ないと思われるという一文しか書いておりません。ですから、今、松尾委員さんがおっしゃったように、下村委員さんもおっしゃったんですが、ほかの農地ですね、この隣接する農地については耕作をすることというふうな一文も入れて—すみません、一枚紙のこれですね、一枚紙の分で意見の案ということで準備をさせていただいています。現状では変更はやむを得ないと思われるというふうに書いております</p>

が、ここに、ただし、隣接する農地に関しては早急に耕作を始めることとか、隣接する農地に関して耕作に供することとかですね、そういった耕作をしないといけないよというふうな意見を付した形で市長宛てに回答をできればなというふうに考えております。

以上です。

議 長

そしたら、こういう案件がまた発生する可能性はありますけれども、だろうとか、やっつらうとか、そういうもんじゃなくて、やっぱり事務局の対応、私たちもそうなのでございますが、きちっと事務処理の内容を確認して、そして対応をしていただかないとこういう問題が発生すると思います。

そういうことで今回は、私が議長をさせていただいておりますけれども、あんまり議長は言うたらいかんですけれども、皆さん方の御意向の中で、このような案件が発生したときには注意しながら対応するというところで採決をしてよろしいですかね。農地転用しないところは農地で耕作をするというような条件をつけて、いかがですかね、御意見をお願いします。

1 3 番

条件つきで言うけれども、今後その条件を確認するのは誰の仕事になるわけですか。その条件がもし伴わなかったら、誰がそれを、どういうふうな措置を行うわけですか。

事務局

お答えをいたします。

まず、これは農地転用の一步前の手続で、農用地からの除外の申請となっております。ですから、実際宅地に替える際にはもう一度農業委員会で審議をしていただくこととなります。ですから、当然現地の確認とかも事前にしていただくということとなります。ですから、その中で確認ができればということと、残地を耕作に供することという条件をつけた形で御承認いただけるのであれば、相手方にも当然その旨をお話ししますし、あと、書面でも当然、市長宛てに回答いたしますので、市長部局、農林水産課のほうからも御本人さんには話が行くものというふうに思っています。

ですから、確認に関しては事務局も注意をしながら、今回のような確認をしたかしていないかちょっと分からないようなやり方は当然すべきじゃないので、そこは注意しながら、耕作の状況等も確認をしていきたいなというふうに思っています。

以上です。

議 長

そしたら、さっき事務局から説明がございましたように、皆さん方からたくさんこの案件につきましては意見を頂戴しております。その内容もきちっと議事録に残していただいて、そして、農用地振興の土地の解除して、また、農地転用をされると思いますけれども、そういうものに対して条件をつけながら、この案件は仕方なかろうということで賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。どうしてもいかなということであれば、もう一回審議をしても同じような意見が、また繰り返しとなりますので、ここら辺で賛否を取りたいと思いますけど、いかがですかね。よろしいですかね。

それじゃ、そういうことで、さっき何回も申しておりますように、事務局からも説明ございました。私たちも、今言いましたように、どうですか、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

反対の方もおられますけれども、一応賛成の方が多数ということで、この案件につきましては原案のとおり回答するというところで御理解をいただきました。どうもありがとうございました。

ほかに皆さん方の中から何かございましたらよろしく申し上げます。

(なし)

ないようですので、次回日程等の連絡について事務局よりお願いいたします。

事務局

次回日程等ですが、今月の農地転用現地調査日ですが、8月25日水曜日の午後1時30分から西館2階2-6会議室にお集まりをお願いいたします。

9月の定例農業委員会の日時、場所ですが、9月6日月曜日の午後1時30分から、ここ西館大会議室となります。

先ほど8月の現地調査の日程について御報告をいたしました。翌月9月の農地転用現地調査を都合により9月28日に変更させていただきます。当初予定では9月27日月曜日に実施するというので一覧表をお渡ししておりましたので、予定表の修正をお願いしたいと思います。

以上です。

議長

それでは、皆さん方ほかにはございませんでしょうか。

(なし)

そしたら、以上をもちまして8月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議長

署名委員

署名委員